

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和4年度第1回） 議事録

○日 時 令和4年7月11日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで

○出席者

- （委員） ○飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長
糸賀 美恵 全国犯罪被害者の会（新あすの会） 会員
大塚 淳子 帝京平成大学人文社会学部 教授
◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授
北野 孝輔 弁護士（スプリング法律事務所）
（オブザーバー） 中村 和弘 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長
（事務局） 川上総務局理事(人権担当)、吉村人権部長、乗木被害者支援連携担当課長、
山根課長代理、渡邊主事、辻内被害者等支援専門員、横田被害者等支援専門員

【議事内容】

（吉村部長）

それでは、お時間より大分早いですけれども、皆さん、おそろいになられておりますので、ただいまから会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、「令和4年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、東京都総務局人権部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議の開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

（事務局）

では、事務局よりご説明いたします。本会議は設置要綱第5条第3項に基づき公開としております。議事録についても全文それぞれの発言者の氏名を入れ、配付資料とともに東京都のホームページで公開する予定でございます。つきましては、被害者等の個人名や団体名が特定されないよう、ご発言にご留意いただきますよう、お願いいたします。

議事録につきましては、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしくお願いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、皆様のお席の間にアクリル板を設置させていただきました。委員の皆様は会議中のマスク着用のほか、会議室内の換気、事務局によるマイクの消毒にご協力いただきますよう、お願いたします。

最後に、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は、次第の下にございますが、資料1から資料6まで番号順に並んでおります。そして、最後に参考資料として「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」を置いてございます。

以上ですが、お手元にごございますでしょうか、資料6番まで。ご確認ください。事務局からは以上です。

(吉村部長)

それでは、会議の開催に当たりまして、東京都総務局人権担当理事の川上から一言御挨拶をさせていただきます。

(川上理事)

皆さん、おはようございます。人権担当理事の川上でございます。本日はお忙しい中、本検討委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者等の支援施策の推進に当たりまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京都の現状でございますけれども、令和3年度の刑法犯認知件数は約7万5,000件となっておりまして、昨年より約1割減少しているところでございますけれども、依然として全国の約1割強を占める状況でございます。都内の殺人や強制性交等をはじめとした凶悪犯の件数も減少はしているところでございますが、依然として高い水準で推移をしているところでございます。こうした犯罪被害による被害者やご家族の方などに対する支援の取組をより一層強化していくことが求められていると考えているところでございます。

都では、令和2年度に東京都犯罪被害者等支援条例を施行したところでございます。見舞金や転居費用助成等の各種経済的支援策を開始したところでございますけれども、同時に警察・弁護士会等の関係機関においても支援体制の充実が図られてきているところでございます。そのため、令和3年2月に策定いたしました第4期東京都犯罪被害者等支援計画で

は、「関係機関との連携強化による支援の充実」を目指すビジョンとして掲げまして、2つの基本的な方向と3つの施策を柱に据えているところでございます。

新たな施策といたしましては、関係機関のどこを起点としても適切な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の整備に向けまして被害者等支援専門員の配置、被害者等支援ノート作成・交付などの取組を展開しているところでございます。

今後も計画の推進を図っていくに当たりまして、被害者支援に深い知見をお持ちの委員の皆様から、専門的なお立場からのご意見を頂くことが重要だと考えてございます。委員の皆様には都が取り組むべき施策等について忌憚のない意見を頂ければ幸いです。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは、次に委員のご紹介をさせていただきます。本日は新たな任期での第1回の開催でございますので、委員の皆様は、恐れ入りますが簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。各委員のお名前などにつきましては、お手元の委員名簿のとおりでございますので、そちらを御覧いただければと存じます。

なお、本日は、浅野委員はご都合によりご欠席されております。また、警視庁犯罪被害者支援室の中村和弘室長にオブザーバーとしてご参加いただいておりますので、併せて自己紹介をお願いしたいと思います。

では、お手元の委員名簿の順に進みまして、まず、飛鳥井委員からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(飛鳥井委員)

被害者支援都民センターの飛鳥井でございます。前期に引き続いて委員を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。支援計画、素晴らしいものができまして、引き続き、皆さんと一緒に進捗状況を見守っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(吉村部長)

では、糸賀委員、よろしくお願いいたします。

(糸賀委員)

よろしくお願いいたします。私は遺族として参加しているのですが、20年前になります。それから4年後にあすの会に入会いたしまして、あすの会も途中で解散してしまっただのですが、今年の3月、新あすの会ということで発足しまして、また、そちらにもお世話になることになっております。よろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは、大塚委員、よろしくお願いいたします。

(大塚委員)

おはようございます。帝京平成大学で精神保健福祉士・社会福祉士の養成を担っております大塚と申します。前期に引き続きまして勉強させていただきたいと思っています。糸賀委員からご紹介がありました新あすの会の設立時に、会場に行き、大変勉強になり考えることがありました。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは、北野委員、よろしくお願いいたします。

(北野委員)

私は初めましてということになるかと思いますが、弁護士の北野でございます。よろしくお願いいたします。自己紹介をさせていただきますと、私は東京弁護士会の犯罪被害者支援委員会に13年ぐらい籍を置いておりまして、昨年、一昨年の犯罪被害者支援委員長を務めさせていただきました。今年度は委員長を交代しましたが、被害者支援委員会のほうには所属しております。弁護士として被害者の方に接することが多く、そういった経験をこの場で少しはお話しできればなと思っております。よろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは、椎橋委員、よろしくお願いいたします。

(椎橋委員)

中央大学名誉教授の椎橋でございます。私は東京都との関係では、条例の策定と支援計画などに関わらせていただきまして、支援計画がどのような形でスタートし、また、これから支援計画がどのように実施されていくか、大変関心を持っております。いい形で育てていくために微力を尽くしたいと思っております。東京都の被害者支援は全国から注目されておりますので、ぜひ頑張っているものにしていきたい、育てていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは、中村室長、お願いいたします。

(中村室長)

おはようございます。警視庁犯罪被害者支援室長、中村と申します。初めて参加をさせていただきます。前任の荒井から2月に引き継ぎまして、支援室長として出席させていただいております。警察で被害者に一番最初に関わることが多いものですから。ただ、警察だけではもちろん支援できませんので、皆様と連携して、よりよい支援ができるようにオブザーバーとして参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村部長)

皆様、どうもありがとうございました。以上で紹介を終わります。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議題1の座長選出でございますが、本委員会の座長につきましては、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱の第3条第2項に基づきまして、委員の互選となっております。互選ということでございますので、ご推薦がございましたら、どなたかご発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

(飛鳥井委員)

前期も議長を務めていただきましたので、椎橋委員に今回も議長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手あり)

(吉村部長)

ありがとうございます。ただいま椎橋委員を座長にご推薦する発言がありまして、皆様にご賛同いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

それでは、座長の椎橋委員に御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

(椎橋座長)

身に余る大役でございますが、ご推薦・ご賛同いただきましたので、謹んでお引き受けいたします。どうぞご協力のほう、よろしくお願いいいたします。

(吉村部長)

どうぞよろしくお願いいいたします。次に、同じく要綱の第3条第3項において、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理するという規定に基づき、座長代理を置く必要がございます。椎橋座長、いかがでございましょうか。

(椎橋座長)

飛鳥井委員にお願いできればと思いますが、飛鳥井委員、いかがでしょうか。

(飛鳥井委員)

承知いたしました。

(吉村部長)

どうもありがとうございます。それでは、ここから先は椎橋座長に進行をお願いしたいと存じます。

(椎橋座長)

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。本日の議題は、お手元の次第に書いてありますとおり、「東京都の犯罪被害者等支援事業について」でございます。まず初めに、事務局より配付資料の説明を一括してお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(事務局)

資料1から6により説明

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありました。第4期支援計画の初年度における各施策の実施状況と今後の取組について説明を頂きました。5つの柱、それから、項目数でいうと136の施策がございますけれども、それらについての実施状況と関係部署の取組について非常に簡潔に、要領よくご説明を頂けたと思います。

これから委員の皆様からご質問や確認事項を頂いて、意見交換の時間にしたいと思えます。犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために第4期支援計画の各施策の取組状況について、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、円滑な進行のため、ご発言は順番にお願いしたいと思います。僭越ですが、私から順番を申し上げさせていただきたいと思えます。飛鳥井委員から順番に、大塚委員、北野委員、糸賀委員、こういう順番で発言をお願いしたいと思います。それでは、飛鳥井委員からお願いいたします。

(飛鳥井委員)

都民センターの飛鳥井です。第4期支援計画の初年度につきまして、詳しい進捗状況のご報告をありがとうございました。全体の印象としては、初年度、大変順調にスタートされているなという印象でございます。それぞれ5本の柱の取組が滞りなく出発することができたという印象を受けました。

刑法犯の認知件数は全体として、経過として下がっておりますし、恐らくコロナの影響ということもあると思うのですが、にもかかわらず相談件数は都民センター、それからSARCのほうもむしろ増えていまして、恐らくこれは認知度も上がってきたのかな、あるいは、もう1つ、アクセスのよさということも改善しているのかなといった印象を受けております。

それから、施策の1ですね、総合支援体制については、何と言いましても支援員の方、コーディネーターの方が配置されまして、お2人の方、大変頑張った働きを示していただきまして、支援件数も上がっております。特に、私は都民センターの立場から感じることですけ

れども、やはり、いろいろなところとつないでいただいている、関係の強化ということがかなり支援計画のスローガンでもあるのですが、まさにその目的に沿って、いろいろなところとつないでいただいていると思います。

やはり、ありがたいのは市区町村の窓口とつないでいただいている、これまでなかなかそこがもう一歩もどかしさがあったのですが、本当につないでいただいて、うまく支援が展開しているなど思うような事例も、私も何件か経験をいたしました。

引き続き、これについては、さらに活動展開をしていただいて、それから、それと関連して、支援ノートのほうも大変いいものを作ってくださいまして、これも使っていただいていると思いますが、お話にもありましたように、ただ、どんどんまたフィードバックをしてもらって、バージョンアップをしていただければと思います。この5年計画の中でどんどんいいものを作っていくということで引き続き、ご尽力を頂ければと思います。

それから緊急支援体制についても、警視庁の支援室のほうで大きな枠組みを作っていたいてスタートしたところですが、実は最近の被害者多数の事案で、実際どういう方が相談に来られたか、都民センターに来られたか、それから、支援室のほうからも、どんな方が相談されているかということ調べていただいて、突き合わせてみましたら、大体それぞれ関係各所とつながっているのですが、支援室のほうで都民センターをご紹介していただいた方が、やはりちゃんとつながっておりましたので、それはよかったなと思ったのですね。きちんと連携ができておりました。

それから、もう1つ心配な点は、とても被害が大きくて、精神的な支援も必要そうな方が、その後ちゅうちょされているという事案もございましたので、そういう方が、マスコミを騒がせる事件ですと、どうしても支援を受けたいけれども、片一方でためらってしまうといったこともあるのかなということもありますので、そういった方たちに向けての働きかけというものはどういうふうにしていったらいいのかなと、また今後いろいろ考えていきたいと思っています。

それから、見舞金の制度ですね、経済的な支援についても、これも伸びてきておりますし、それによってまた支援につながる方も出てきておりますのでね。見舞金の相談で行って、そこから精神などの援助につながる方も出てきておりますので、いい方向で進んでいると思います。

また、これは全体として、いろいろなところから出ております、デジタル技術の活用ということが言われておりまして、支援の中でも例えばオンラインですとかリモートの支援をど

うするかということがあります。情報発信でもSNSやデジタル技術を使った情報提供ということがありますので、これはもう本当にこれから重要になってくると思います。

むしろ紙媒体での情報、あるいは対面での動向というのは2番手になりまして、これからはスマホで何でも必要な情報は得られるといった時代になっていくかと思っておりますので、これも第4期の計画を通して、いろいろな項目でそれが関連していますので、取り組んでいただければと思います。

先ほどの緊急支援のことで言えば、恐らく事案が発生して24時間ぐらいには支援に関する情報がスマホでできるといったことが求められる時代になるのではないかと。そうすると、発生してから準備したら絶対間に合わないので、あらかじめどういうコンテンツが必要なのかということで、準備を、用意をしておいて、あとは24時間ぐらいで調整をして、決裁をしてもらう。総務局の名前で出すかどうかなど、コンテンツについては、いろいろなところが協力をして、取り組むことも必要になるのかなと思いました。

都民センターでのリモートのカウンセリングは、ますます充実していった本当によかったと思っている人も多いです。それだけではなくて、最近は学校とのケア会議などもリモートで行ったということがありました。なかなか一堂に集まるということではできなかったのですけれども、当事者の生徒本人と保護者の方の同意を得て、関係者の方とケア会議を開催することができましたので、そういう形で支援の関係者の中でもリモートのケア会議ということが、今後ますます活用できるかなと思いました。

あとは、情報発信でも青少年の啓発で、例えば性暴力・性被害では小学校と中学校1年でリーフレットを配ったり、学校で啓発の機会があります。これも恐らく紙媒体だけですと、その場かぎりになってしまいがちですので、できれば継続的にスマホで情報が得られるように、QRコードをつけるなどして情報を得られるような形での情報発信を今後とも検討していただければいいかなと思いました。

それから、市区町村の方、現場の警察官の方などもそうなのですが、多少濃淡がある、とてもよく理解している方もいれば、まだあまり被害者支援のことをよく理解されていない方もおられるので、もちろん各機関で研修はしていただいているのですが、対面だけではなくて、オンデマンド研修をもっと積極的に取り入れていただければと思います。

ご報告の中で、産婦人科の先生方にオンデマンド研修をして、非常に参加者が増えたということでした。精神科のクリニックもそうですけど、集まって研修をする、それから紙媒体で研修というのは、なかなか広がらないものですから。オンデマンドの研修を採り入れて、

いつでも情報が得られるということのバックアップがありますと、被害者支援に、じゃあ一肌脱ごうかなといった医療機関も増えてくるかと思うのですね。

お願いしますと言って、バックアップがないと、じゃあ、どうしていいかわからないことがありますから、そういった継続的な情報発信をすることによって、いろいろな人たちを、支援者を支えるという取組もまた今後のいろいろな活動の中で実現をしていただければいいかなと思いました。そんなところです。どうもありがとうございました。

(椎橋座長)

ありがとうございます。令和3年度に行われた重要な施策の、かなり多くの部分について、その実施状況についての評価を頂いたと思います。おおむね順調に滑り出したということで、さらに、こうあるべきだということについてもご発言があったと思います。

なお、言い忘れかもしれませんが、先ほど委員のご発言の順番を申し上げましたが、その都度、委員の発言があったときに、そのときにご質問やご意見がある場合には、どうぞ遠慮なく申し出て議論をする形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今の段階で飛鳥井委員に何かご質問や意見などはございますか。その都度で結構ですので、いつでもどうぞ。

それでは、大塚委員に次にご発言をお願いしたいと思います。

(大塚委員)

ありがとうございます。飛鳥井委員、臨床に接していらっしゃる中で、今ほぼ全て網羅を頂いてしまったので、どうしようかしらという感じです。

まず、やはり前期の際にここでコーディネーターの役割であるとか、ノートのこととか、いろいろ検討、侃々諤々議論したことが先ほどの報告を伺うと本当に花開いてきていると感じました。実際にいろいろなところで成果を上げてきているということが伝わってくるので、とてもよかったなど、いい活動をされているなどということで安心したということが1つです。

一方で、まだ私も一般人の立場でこんなにショックを受けている昨日、おとといの銃撃事件があります。この間、やはりウクライナのことなども学生によく話すのですが、あんなに悲惨な戦争の惨状が本当に普通にテレビで映されるということ自体が、とても現実感がなく、日常の中に起きているわけです。

そういうことにどう対応したらいいか、どういうふうを受け止めたらいいいかということ、昨日の事件もそうですし、電車の中での事件などもそうですが、本当に身近な犯罪や被害に遭遇することや見聞きすることが増えてきていると感じます。どういうふう考えたらいいいのか、私自身が戸惑うというか、言葉にするのが難しく、整理の仕方が難しいと実感しています。具体的なことと受け止め方とか、その考え方などというところをどのように発信していったらいいのか、非常に自分がまだ落ち着かない状況だなと今、感じています。

長期的には、そうしたことについても考えていかないといけないのだろうなということを感じている次第です。

ご報告については、本当に順調に滑り出しているのですが、今後どこまで展開するかなと思いつながら伺っていました。幾つか気になったところを申し上げると、どうしても数値目標を立てているので、数に引っ張られがちという感じもしないでもないです。せっかくコーディネーターの連携の活動であるとか、ノートの配布であるとか、さまざま行っていますので、できたら、どこかの段階でアンケートをとられるなど質的な検証なども出てくるとよいと考えます。ほかの自治体が東京のように数を追うということは難しいかもしれないのですが、質的な効果というのはかなり具現化して発信することができるのかなと思いました。

中でも、ときどき市町村など自治体のお手伝いをさせていただくのですが、どうしても異動があり継続していかない基盤が課題になっている中で、いい体験をされた区市町村の方々、例えばコーディネーターが来てくださって、こういうふうに動けばいいのだなということが分かったことを普及できるとよいと思います。ぜひ、その方々たちがどうやって各区市町村の体制整備というところに繋がるのかについて発信してくださる場や機会があるとよいです。期間は長いので、どこかで一緒になって作り上げるというところに目を向けられるといいなと思っています。

それから、特に若い世代はデジタルが強いなと思うのですが、ノートにQRコードを全部入れてくださっているのですが、本当にこういうことになじんでいる人たちは大変使いやすいのだろうなと思っています。

一方で、この間、通信の大規模障害がありましたが、若い人たちが例えば公衆電話の使い方知らないとか、東日本大震災のときもそうでしたが、全部デジタルでいってしまうと、今度何か落とし穴も起きてしまうと思います。特にリスクへの対応が求められる被害支援なので、システムにおける緊急時のときの代替案というの、もしかしたらどこかで検討しておかないといけないのかなということを感じたりしました。

それから、オンデマンドの研修はまさに、作るほうも大変だと思うのですが、オンデマンドの研修コンテンツに例えばナレーションなども入っているのかなと思うのですが、多言語の人たちなども、そういう翻訳機があると、文字を翻訳できるようにと考えると、ナレーションをつけたり、視聴後に理解度を確認できる任意のテストがついていたりするのもあって、そういう工夫があると参加者もスルーしないで終われるかなと感じました。

産科のところは今とても連携として強く関わってくださっている一方で、精神科医療機関で二次被害を受ける被害者も少なくないことを聞いています。ぜひ精神科医療機関に向けての、そういうオンデマンドの研修の機会があると大変ありがたいのではないかなということを思った次第です。

あと、性被害が増えている中で、対象が非常に幼い子どもたちも気かけないといけない中で、やはり事後ではなく、本当に予防的なところがとても大事だと思っています。前期もお話しした気がするのですが、学校での性教育やSOSの出し方などについて考えます。

どうしても教員向けの研修が多いですが、本当に直接子どもたちや保護者に向けて、被害に遭いそうな状況ではどうするとよいのだということが伝えられるといいと思っています。

私はある区の自殺対策審議会に参加させていただいているのですが、今、公立の全中学生にタブレットを配布し、タブレットに相談のアプリが最初から初期設定されています。

予算の関係もあって中学生だけなのですけれども。そういうSOSのQRコードもあるので、何かそういうことも連動して考えられるといいかなと思いながら伺っていました。すみません、拡散しましたが、以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。たくさん、いろいろなご提言含めて、ご意見がありましたけれども、事務局との関係での要望もかなりありましたが、何か事務局のほうで、ただいまの大塚委員のご発言について、ここはこうしているのだとか、そういうことはございますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。お2人から区市町村研修のオンデマンド化ということでお話しいただきました。確かにオンラインだと開催時間が限られているので、その場でしか見られないということもあり、重要なことかと思います。医療従事者を対象とした研修は、対面で

あると20人ぐらいしか来てくれないということもあって、オンデマンドを実施し、何百人も参加いただけており、大変効果があったと思うのです。

ただし、オンラインだと自分たちでできるのですが、オンデマンドだと、どうしても予算がかかってしまうこともあって、産婦人科だけということになってしまっているのですけれども、いろいろ区市町村の方の意見も聞きながらたくさん受けていただけるような方法も考えていきたいと思います。

あと、精神科の医療機関の方も、その産婦人科と一緒に聞いていただけるようにはなっていて、お声かけはしているのですけれども、数的には少なく、まだまだ周知が必要かということとで考えております。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ほかには、よろしいでしょうか。まず、それぞれ一通りお話を伺いたいと思います。次に北野委員からご発言をお願いいたします。

(北野委員)

東京弁護士会の北野でございます。私は、都の各種の全体計画での活動を拝見しまして、私が弁護士として活動している中で、こういうのがあったらいいなというのが、だんだん広がってきているという印象を受けております。無料法律相談、それから弁護士費用の支援と、そういったものを、やはり弁護士費用を気にされて弁護士につながらないというパターンもありましたので、そういったところに目を向けていただけたというのは本当にありがたいと思っております。

弁護士の行える支援というのは、法律相談など司法手続に関するものが主要なところになります。どうしても被害回復、それから、早期的な支援という点で言いますと、司法手続がどうしても時間がかかってしまうという弱点もございまして、そういった意味でも行政機関での対応というのが非常に重要になってまいります。

特に損害賠償についてお話ししますと、損害賠償で最終的に被害回復をはかれるかという、現実問題かなり厳しいです。最大の問題点は加害者側に資力がないこと。ですので、私も言われて非常にショックだったのが、どうして私がこんな目に遭わなければいけないのですかね、誰からも助けてもらえないというのを言われて非常にショックだったことがあります。

実際その事案では、損害賠償請求を起こしたとしても恐らく費用倒れになる、むしろ手続を起こさないほうが経済効率性があると、私はそう判断しまして、もちろん苦渋の決断でしたが、諦めたほうがいいのではないかというアドバイスをせざるを得ませんでした。そのときに言われたのがその言葉でした。

このときに、いろいろな皆様の、弁護士以外のサービスなどによって日常生活の利便性が図られていれば、もう少し被害者の方のお気持ちも違ったのかなと思っておりまして、今回、コーディネーターの方々が間に入っただけのことによって、そういった被害者の方の安心の部分が増してくるというところになりますと、我々、被害者に接する弁護士としても心強いところではございます。

そういった意味で、各種機関の連携をコーディネーターの方が中心になってやっただけということは、我々弁護士のサイドからしましても、非常に心強く、すごく意義のあることだと思っております。

同時に、こういったいい制度があるということを、実際被害者に接する我々弁護士のほうでもしっかり認識して、広めていかなければいけないなという思いになりました。実際問題、弁護士会の中で、被害者支援委員会などに入っている弁護士は、ある程度の情報は持っております。ただ、それ以外の弁護士ということになりますと、まだまだ情報が足りていないというところもございまして、これも研修会の都度そういった情報を出して行って、弁護士ではあまり得意ではない分野、そういったところもしっかりと、違った支援体制があるというところをもっと広げていこうと思いました。

あとは、数値目標などで東京都総合相談窓口の認知度などを令和7年度末までに30%にするといった目標を掲げられておられますが、ここは達成してほしいなと思いました。我々のところに法律相談に来られる方は、まず、やはり最初に何を聞きたいかというところ、その後どうなるのか、どうしたらいいのかということをお聞かせいただけます。損害賠償は幾ら取れますかといきなり聞いてくる人はいません。まず、その後どういう手続が進むのですかということをお聞かせいただけます。

やはり緊急事態に陥ったときに、どうしていいかわからないというのが一番精神的には負担が大きいのではないかと思います。そうした中で、相談窓口がどこにあるのか、ここはしっかりと認識してもらおうことが、結果的に被害回復を早くしたりするところにつながっていくのではないかと思います。

先ほど来、飛鳥井委員、大塚委員ですね、さっきも言っておられましたが、学校とか子ど

もに、犯罪があった場合にどこにどう相談していいのか、そういったところを広げていっていただくようなつくりですね、コンテンツも若い人たちに分かりやすいようなものを作っていて、アプリを作ったりするのも、もしかしたらいいかもしれません。

私も小学生の子どもがおりますので、見ておりますと、確かにタブレットなどを結構使いこなしているのですよね。低学年でも恐らく使える子は使えると思いますので、こういったメディアを使って、タブレットを使っているという状況の変化もありますので、そういったところもうまく使って。

あと、こういうときにはどうしたらいいのかというのが分かるようにしていただけると、今後必要な支援を漏らさず受けることができるようになっていくのではないかと、そのように考えますので、特に相談窓口の認知度、そういったものをしっかり打ち出していただきたいなと思いました。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは、続きまして糸賀委員からお願いいたします。

(糸賀委員)

よろしくお願ひいたします。先ほど大塚先生のほうから奈良の事件、殺人も特にそうですが、誰もがそんなことが起こることを想定していないわけですよね。だから、そういうときに被害に遭って初めて、しばらくの間は、奥様などもとても精神的につらい思いをするでしょう。

ああいう有名人の方だったら、やはり周りが支援してくれたり、ケアをしてくれたりというのがあるかと思うのですが、例えば私たちみたいな一般人が1人殺されたって、言っただけだと、なかなか自分では声を上げられない。どこに相談したらいいのかわからないと、そういう心配も、今までもずっとそうだと思うのですね。

殺人事件だけではなくて、やはり性犯罪など、私は法テラスで犯罪被害者支援の情報提供をしていた関係で、他人から性犯罪を受けたという、割と言えるのですよね。ところが、会社の同僚だったとか、学校の先輩だったとかというところと本当に口をつぐんで泣き寝入りするしかないという、そういうことがすごくあると思うのです。そういう人たち、殺人もそうですし、性犯罪もそうですけど、一番の問題は精神的な苦痛なのですよね。

そこからどう立ち上がるかというのに、例えばデジタル化とかリモートとかというより

も、私たちの経験として人とのつながりが本当にうれしかった。コーディネーターの方などでも、当時はなかったのですけれども、そういう方たちが話を聞いてくれたり、話せたり、そういうことが本当に被害からの回復にとっても必要なことだと思います。

都内で殺人事件があっても、うちの近くでもあったのですが、殺人事件があった、その女の子の実家が地方だったという、東京では支援が始まっても地方の親が口をつぐんでしまったりすると、東京でも支援ができなかったり、地方でも支援ができなかったりというのに対して、やはり被害者支援の認知度が重要だと感じます。

全国でも被害者条例は制定しているけど、いざ事件に遭ったら、望んでいる支援をしてくれるのかとか、そういう心配もあります。東京都でも5区市町村でしたか、まだ条例を制定されていない。これが例えば、せめて東京全区市町村で条例を制定してもらって、日本の代表になるような、そういう支援ができれば本当に声を上げられる、なるべく早い段階の立ち直りができるのではないかと思います。

私も一生懸命住んでいる区のほうにも言ったことがあったのですが、なかなか難しく、そういう意味ではコーディネーターの方の努力が本当に必要だと思います。もっと、区市町村での研修などがとても必要なのではないかと思います。

多分そういう被害者が相談に来たら、どうしたらいいのか分からないみたいなものがあると思うのですが、やはり東京都はかなりの、そういう研修などをやってくれていると思うのですが、それに関わる各区市町村の人たちの支援体制というのがとても大事だと思います。

いかに被害者が声を上げられるかというところが一番大きな問題ではないかと思うのですが、認知度が上がらないというのは、多分一番の問題は、自分は被害に遭わないと、例えば殺人事件のニュースを見ても人ごとというのがあると思うのですね。

先ほど、中学でのタブレットの話もありましたけど、これは予防にはいいのですが、その勉強をしているときには、やはり人ごとでしか見ていないのかなということも感じます。自分に何かがあったときには、本当に人とのつながりが一番大事なのではないかと私は考えています。

私は年寄りで、あまり頭もよくないものですから、デジタル化などといったことに対して、今の若い子は違うのでしょけれども、そういった意味でも、昔の人間だからということではないのですが、やはり人とのつながり、人を傷つけるのも人間だけど、助けてくれるのも人間なので、そういうつながりなのではないかと。私も被害者支援都民センターの自助グ

ループにもう18年行っておりますけど、そういった意味で、そういう人間関係が一番、被害からの回復に必要なことではないかと思っています。

コーディネーターの方も本当に大変なことだと思いますけれども、これからもよろしく願いいたします。

(椎橋座長)

ありがとうございました。一通り委員の方のご意見を伺いました。今まで、それぞれ、いろいろ有益なご意見を頂きましたので、どうぞこれからは、ご自由にご発言を頂きたいと思えます。今までご発言のあったことについて、ご質問やご意見がございましたら、あるいは、言い足りなかったことがありましたら、どうぞお願いいたします。どうぞ大塚委員。

(大塚委員)

質問をさせていただきたいのですが、先ほど資料4-2に弁護士会と連携強化を、令和3年度は三弁護士会、5回あるのですが、犯罪被害者支援の委員会の先生方はかなりご存じですけど、そうではないと、なかなか難しいというお話があったのですが。例えば弁護士会の皆様に、このノートと関わる、コーディネーターが配置されたみたいな情報が一度に広がるような何か、こういう研修会を通して機会があったりするのでしょうかとお聞きしたいです。

(北野委員)

弁護士会の研修は、犯罪被害者支援に興味のある弁護士、委員会の人間だけに限られませんが、そこで広報していただいたので、そこに参加した人には、ある程度こういう制度があるというのは伝わっているかと思えます。

弁護士会として、今、例えば東京弁護士会、私の属しているところで考えているのは、実は被害者支援マニュアルみたいなマニュアルを作っておりまして、その中に都での弁護士業務に関連する支援施策の一覧表、一覧表というか表ではないのですけれども、一覧を作っておりまして、それに、どこにどのような手続をすればいいかというのを記載するなどして、広報しようとはしております。そのマニュアルを弁護士会のホームページに会員専用ページがありますので、そちらのほうにアップするなどして広報していくことはできるのかなと思っております。

(大塚委員)

ありがとうございました。今のお話を伺って、産婦人科医会や医師会、東京精神神経科診療所協会さんとか、いろいろな関係団体がありますよね。東京公認心理師協会さんとか、東京精神保健福祉士協会など、さすがに全部に配ると予算がなくなってしまうと思うのですが、各会のメルマガや会報などを使って広報いただけませんかということはあるかもしれないなとお話を伺いながら思いました。ありがとうございます。

(椎橋座長)

ほかにいかがでしょうか。北野委員。

(北野委員)

北野でございます。私のお話しした内容にさらに付け加えてというかですね、感想みたいなところなのですが、糸賀委員のお話を伺ってしまして、都の施策というのも非常に重要で、都全体をカバーしていただくということは非常にいい案だと思うのですが。私も最近思っておりますが、市区町村のほうの支援窓口の充実というのもやはり重要なのではないかと思っております。

今日、私は都庁に来ておりますが、都庁に年間何回来るかというので、実はそんなに来る機会はなく、逆に区役所だったら何回か、そっちのほうで圧倒的に多いし、地域の出張所はもっと多いですね。そういうことを考えていますと、東京都民の方にとって、どこが一番アクセスしやすいかという、やはり区市町村だろうと思います。

ですので、区市町村のほうでしっかりとした体制を整えていただけると、やはりアクセスの関係から、かなり有効な窓口になってくるだろうと思います。自治体のほうの対応の濃淡というか、連携の成熟度というか、そういったものを私の知る限りではございますが、かなり差があるように伺っております。ですので、特化条例の制定に含めて、都のほうからも区市町村のほうに専門窓口の拡充というところも働きかけていただきたいと思いますので、追加させていただきます。

(椎橋座長)

飛鳥井委員、どうぞ。

(飛鳥井委員)

今、北野委員に大変重要なことを言っていただいたと思います。まさに、そのとおりだと思いますね。まず、区市町村の身近な自治体窓口にご相談に行かれる方は大変多いので、その充実ということが言われております。

一方で、ずっとそのことが叫ばれても難しかったのは、区市町村の窓口を作っても、やはり全体に扱う件数が少ないものですから、どうしても経験値が上がらなかつたり、それから、行政は人事異動の宿命がありますので、ちょっと分かってきたところで、また次の人が、全く初めからスタートするということが問題でした。そこで1つは、第4期計画では、まずコーディネーターの方に入っていて、区市町村と東京都の連携を深めていく。

それから、いろいろな形で事例検討や研修をしていただくということ。もう1つが、繰り返しになるのですが、区市町村の方を対象として、やはりオンデマンド研修かなと思うのです。継続してバックアップをしてあげないと、区市町村の窓口の人は相談されてもどうしていいかわからないということで立ち往生してしまいますので、区市町村の人たちをバックアップしていくシステムを作っていくことによって、東京のどこでも気軽に相談できるという形が実現していくと思うのですね。

それから、もう1つ私のほうからも付け加えなのですが、今日、書面では出ておりました性的マイノリティの人ですね。あまりLGBTの方の支援経験というのはないのですが、性被害では、男子の児童の被害というのは、これは増えています。都民センターでもかなりの事案をケアいたしましたので、大分その経験値も上がってきております。

女の子の場合と共通することが多いのですけれども、男の子特有の問題がありますので、そこら辺のところをまた大分ノウハウが分かってきましたら、いろいろと共有できるかと思えます。確かに1つの大きな問題にはなっていますね。

(椎橋座長)

ありがとうございました。今、東京都と区市町村との関係ということが話題になっております。事務局の報告にもありましたように、東京都としても区市町村の窓口を訪問して助言したり、あるいは、区市町村職員の受入れをしたり。これは大変好評だったということ伺いましたし、力を入れておられているということが分かりました。東京都と区市町村の活動でどちらが一方かとか、そういう関係にはないので、区市町村も独自の立場で被害者支援の問題を考えておられて、実施していると思えます。

やはり結局は連携・協力、これの充実・強化だと思うのですけれども、今まで委員のお話を伺っていて、何か東京都として考えていることがあれば、お話しいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。区市町村との関係でいくと、実際に犯罪被害者の支援をしたことのある区市町村の窓口というのは、すごく一握りで少ないです。ただ、令和3年度にコーディネーターのお2人が来てからは、一緒にどういった支援をしたらいいだろうか、どこにつなげばいいだろうか、自分たちの自治体にはどんな制度があるだろうかというのをコーディネーターの2人と一緒に考えて、速やかに庁内連携をして、そこにつないでいただけるということが増えてきました。

先ほど質的な数量のお話も大塚先生からあったのですけれども、今年の件数もそんなに多くはなかったのですが、やはり同じ件数でも質的には、ただ制度を紹介して終わりというよりは全然違ってきたなというのが印象になります。

まだ一緒に支援した経験のある自治体は本当に少ないのですけれども、事例集なども第4期支援計画の中に位置づけておりますので、そういった事例を見ながら区市町村をバックアップできるのではないかなと考えております。これからも質の高い支援を目指していきたいと思います。

(椎橋座長)

先ほど認知度を高めることが重要だという話も出ました。そのための手段として研修は一つの具体策としてあると思います。飛鳥井委員からもありましたように、オンデマンドによる研修ですね。先ほど、お医者さんについてはオンデマンドでやっているとのことでした。ところが、区市町村の職員に対する研修については、やっていないということですかね。費用の問題もあるでしょうし、それから、情報のプライバシーの保護など、そういう問題もあるのだと思いますけれども、その辺りのところはどのように考えておられますか。

確かにオンデマンドは、いつでも見たり聞いたりできるので、受け取る側としてはすごく便利ですね。認知度も高まると思うのですけれども、その辺りのところに問題点がございませうでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたように、オンデマンド研修を実施するに当たっては、被害者遺族の講演もやっておりますので、そういったところは配慮しながらとか、そういう検討もまた予算と併せて必要になってくるので、また少しお時間を頂ければと思っております。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう、大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

少し発言の趣旨と変わるわけではないのですが、オンデマンド研修の利というのはすごく感じている一方で、編集の中身によって、やはり対面だなと思うところがあって、先ほどの糸賀委員の、被害者とはやはり本当に温もりを感じる、人が大事だという話ですが、研修もやはり対面のほうが優れているというか、必要だなと思うところがあるのです。

今、おそらく東京都がやってくださっているのは、各区市町村の総合窓口の担当の方を中心にした研修だと思うのですね。幾つかの事例を伺うと、どこが起点になって始まるかというのが、今日の議事の話にもありましたけれども、必ずしも被害が表面化して、警察や被害者相談というところから入らずに、例えば黙っていらして、オープンにはせずに、転職をすることで解決をされようとするとか、もろもろの展開があると思うのですよね。

そうすると、最初に相談に行くのが福祉事務所の生活保護課だったり、転職のことがあって住民課からとか、何らかの犯罪被害で子どもが学校に行かなくなって不登校ということですと教育関連の部署から始まるかもしれないとか、いろいろ考えられますよね。

起点が犯罪被害のところの専門的な窓口でない場合に、その方たちが被害者支援という視点をお持ちでないと非常に難しいということがあります。庁内のいろいろな方々にその視点を養っていただくことがとても大事だと思っているので、多機関、多職種、多部門と一緒に研修を受けていただく機会を持って、お互いの業務の特異性や限界を知りながら、連携しての事案をうまくフォローできるか協働して考える土壌づくりが大事だと思います。基礎的な知識はオンデマンドでいいと思っているのですが、多職種、多部門の共同研修というか、一緒に手を取ってというような演習などは、やはり対面で、顔が分かれば一歩前進だと思うので、そういうことも大切かなと考えます。どうぞよろしくお願いします。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。経済的な支援ということで、先ほど司法手続における資力の問題が先だというお話が出ました。今、東京都では無料の法律相談ということをしてまして、これは大変有意義なことだと思っております。

ほかに、今の予算の関係で言うと、法テラスでも重要な役割を果たしていると思うのです。しかし、利用者の資力などいろいろ制約がありますよね。

一方で、国選の弁護士制度ということが検討されておりますけれども、まだ結論には至っていないですよ。これは三弁護士会、これは全国を巻き込まないといけない問題かもしれませんが、国選被害者弁護士制度、これを確立すべきだということは、東京の三弁護士会の人と熱心に議論されているのでしょうか。

早い段階から弁護士さんをつけて、希望する被害者が国選で弁護士さんに相談できる態勢を整備するというような。

(北野委員)

そちらは、恐らく東京三弁護士会よりも、どちらかという、日本弁護士連合会のほうの被害者支援委員会で議論していることかと思えます。日弁連のほうになってしまうと、いろいろ議論が多岐にわたっておりまして、それだけを進めるということはないのですが、やはりいろいろ、私も日弁連の委員に一回出ていたことがありますので、聞いていないのですが、いろいろご議論されていて、そこを中心に、その分野を特に扱っている弁護士が分科会みたいな形、委員会の中の部会のような形で議論しているということはありません。

(椎橋座長)

ありがとうございます。糸賀委員、どうぞ。

(糸賀委員)

先ほど弁護士会の話なのですが、やはり法テラスの中にも日弁連の犯罪被害者支援の精通弁護士、毎日何人か来ていただいているわけですね。被害者から電話があったりすると、その弁護士に相談という流れがあつて、三弁護士会の犯罪被害者支援のほうというのは割とぎりぎりのところで、これは犯罪なのか、私は被害者なのだとか、そういう電話相談などに3つの弁護士会は出てくれるので、そこで当然ながら弁護士さんにつながる場合も

あります。

割とどこまでできるのかとか、何ができるのか、これができなかつたら自分は回復できないみたいな人が、例えば先生がさっきおっしゃったように、これは損害賠償請求しても難しいですよというところで、やはり三弁護士会のほうに相談していただくか、もしくは法テラスのほうで精通弁護士に相談するかという線引きをしなければならないのです。

そういった意味では、無料の法律相談とか弁護士、資力要件ありますけど、そういう点では、本当に精通弁護士という被害者のための先生はかなりハードルが高く、申し込んでいただいて、私も入りたいといっても、なかなかできるものではなくて、一応抽選とは言っていますけれども。本当に理解ある先生たちに来ていただいておりますので、そこら辺で、ちょうど費用の面でも精神的な面でも救われることもあるかと思っております。私は法テラスを離れて何年もたつので、今も同じと思います。

あと、先ほど言った損害賠償請求ですよね、殺人事件というと、大体刑務所を出たら、どこかへ行ってしまつて連絡がつかないというのが、実際そういう人たちがほとんどだと思います。新あすの会では、そういう被害者に経済的な支援をしたいということで岡村先生が立ち上げたのですけれども、先生、とても精力的に頑張っておられますので、そういう意味でも、できることがあったら応援したいという思いでおります。

あと、事件や事故などがあって、まず先に接するのが警察ですよね。警察がやはり、こういう支援窓口などにかにつなげていただくかというのが本当に重要な問題ではないかと考えております。警察の方、よろしく願いいたします。

(椎橋座長)

ただいま警察の話が出てきました。犯罪被害者に最初に接するのは警察ということで、都との関係でも情報提供等という形で、いい関係にあると思うのですけれども、支援計画が策定されて、そのことに関連で警察のほうから何かご意見はございますでしょうか。

(中村室長)

糸賀さんのおっしゃった、警察がまず被害者と接すると、そのとおりでございます。捜査員は、事件が起こると、どうしても被疑者を検挙するほうに目が行ってしまいがちですけれども、被害者を支援しようという気持ちは捜査員みんな持っております。ただ、自治体の窓口があるとか、そういった身の回りのお手伝いもできるといった詳しい支援制度を知らな

いものですから。

飛鳥井先生が先ほどおっしゃったように、捜査員ごとの被害者支援に関する知識や経験の濃淡があることもそのとおりですので、我々も教養を、各警察署を回ったり、例えば刑事になるときには、改めて警察学校に入るのですけど、そのときにはきちんと被害者支援に関する教養の時間があるのですけれども、なかなか全捜査員に浸透させるのが難しいものですから、飛鳥井先生がおっしゃったオンデマンドの教養を、オンデマンドまではいかないかもしれませんが、もっとオンラインを使って、そういった教養を充実させることが必要だと大変勉強になりました。引き続き、被害者のために温かみのある初期対応、支援をしていきたいと思います。ありがとうございます。

(椎橋座長)

よろしく願いいたします。ほかにはございませんでしょうか。それでは、北野委員、どうぞ。

(北野委員)

北野でございます。先ほど糸賀委員からのお話の中で損害賠償のお話がありましたので、そちらの補足をさせていただきます。先ほども申し上げたとおり、最大の問題点は加害者に資力がないことございまして、例えば何千万円を払える判決をもらったとしても、実際強制執行したら何も取れなかったということはよくある話でございます。これは民事事件一般でもそういうことはよくある話でして、我々弁護士としても一番困るのは、加害者がどんな財産を持っているのかを隠されてしまったらやりようがないと。

最近、民事執行法が変わりまして、取立てがしやすくはなりつつあるのですが、それでもまだ非常に高いハードルがございます。そういった中で損害賠償を実行化するためには、どこかがお金を出していただくのが本当は一番この問題のクリアに資するところでございます。なかなかハードルが高いとは思いますが、将来的には東京都、もしくは区市町村で損害賠償債権の買取り、もしくは立替払いなどの制度ができればいいかなと思っております。

ご承知かと思いますが、実際明石市では300万円を上限とする損害賠償請求権の買取りですかね、制度がございますので、前例はあるとは思いますが。いろいろ債権管理の関係はどうするのかなど、そういった問題がございますので、検討しなければいけない論拠が多いとは思いますが、将来的にはそちらのほうにも踏み出せていけたらなと思っております。

(椎橋座長)

ほかにございませんでしょうか。本日もいろいろ貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。もし言い足りないことがございましたら、後日でも結構ですので事務局にお伝えいただくという方法もございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かこの際言ひたいことがなければ、本日の会議はこれで終了したいと思ひます。

最後に事務局から何かございませんでしょうか。

(事務局)

では、事務局より2点、事務連絡がございませます。1点目は、議事録についてございませます。議事録につきましては、準備ができ次第、委員の皆様にお送りいたしませます。発言内容についてご確認いただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたしませます。

2点目は、今後のスケジュールについてございませます。次の会議は来年度の開催を予定しとております。今回と同時期と考てておりますが、詳細につきましては改めてご連絡差し上げたいと存じませますので、よろしくお願ひいたしませます。以上ございませます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたしませます。どうも本日はご出席ありがとうございました。

— 了 —